

◆ 伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集に係る質問回答

No.	質問事項	回答
(1)	申請段階で施設長提出してる職員から変更になる場合は可能でしょうか？	申請段階でご提出いただいた施設長予定者を変更していただくことは可能です。ただし、申請段階と大きく状況が変わらないよう、同程度の経歴をお持ちの方を選んでいただく必要等があります。また、変更いただく時期によっては、兵庫県との協議等が必要となる場合もありますので、速やかにお申し出ください。
(2)	保育室の面積は有効面積でしょうか？	様式9の企画提案書(事業計画)において、記載いただく保育室の面積については、様式記載のとおり内法面積をご記入ください。